

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 6 日

関 係 各 位

広島県国民健康保険団体連合会
(審査管理課)

診療報酬請求書等の「特記事項」欄等における未記載の取扱いの
延長について

標記につきましては、別添平成 30 年 10 月 4 日付け事務連絡でお知らせしておりましたが、国からの通知により、その取扱いを平成 31 年 2 月審査分まで延長することとなりましたので、お知らせします。

(別添)

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 4 日

関 係 各 位

広島県国民健康保険団体連合会
(審査管理課)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に伴う
「特記事項」欄等における未記載の取扱いについて

平成 30 年 8 月からの高額療養費制度の見直しにより、70 歳以上における高額療養費の上限額が個人や世帯の所得に応じて変更されたことに伴い、原則 70 歳以上の患者については、診療報酬請求書等における「特記事項」欄への略号及び訪問看護療養費請求書等における「特記」欄への略称の記載を行うこととなりました。

しかしながら、平成 30 年 8 月 1 日からの適用までに診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により、「特記事項」欄等が未記載で請求された場合については、平成 30 年 11 月審査分までは返戻等は行わないこととし、「特記事項」欄等の記載がない場合の取扱い及び次月以降の対応については次のとおりとしています。

- 1 負担割合が 3 割の患者において請求されるレセプトについては、「特記事項」欄の略号又は「特記」欄の略称（以下、「略号等」という。）を「26 区ア」とみなします。ただし、「負担金額」又は「一部負担金額」が、請求点数からみて 3 割分でない場合、又は「26 区ア」の限度額に一致していない場合は、略号等において「27 区イ」又は「28 区ウ」の該当であることが疑われるため、返戻等を行いますので、略号等の確認及び記載を行ってください。
- 2 負担割合が 2 割又は 1 割の患者において請求されるレセプトについては、略号等を「29 区エ」とみなします。ただし、摘要欄等において、低所得Ⅱ又は低所得Ⅰの確認ができた場合は「30 区オ」とみなします。

3 医療保険と特定疾病給付対象療養の併用レセプトの場合についても、略号等の確認及び記載を行ってください。

なお、平成30年12月審査分からは、70歳以上の患者については、「高齢受給者証」若しくは「後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合」又は「限度額適用認定証の適用区分」等をご確認のうえ、該当する略号等を診療報酬請求書等の「特記事項」欄等に必ず記載をお願いします。

※ 記載のない場合は返戻となりますので、ご注意ください。

| 一部負担金等の割合 | 限度額認定証の記載等 | 「特記事項」欄等に記載する略号又は略称 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------|
| 3割 | 限度額適用認定証の提示がない場合 | 26 区ア |
| 3割 | 限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合 | 27 区イ |
| 3割 | 限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合 | 28 区ウ |
| 2割又は1割 | 限度額適用認定証の提示がない場合 | 29 区エ |
| 2割又は1割 | 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合 | 30 区オ |